第六十一条の二に次の一項を加える。

８　内国法人の有する第四十八条の三第二項各号（適格分社型分割等があつた場合の減価償却資産の償却の方法）に掲げる減価償却資産につき当該各号に定める償却の額がある場合には、当該減価償却資産に係る第一項の規定の適用については、当該償却の額に相当する金額は、当該減価償却資産についてした同項に規定する償却の額に含まれるものとする。

第六十二条中「がある」を「（当該減価償却資産が第四十八条の三第二項第三号（適格分社型分割等があつた場合の減価償却資産の償却の方法）に掲げる減価償却資産である場合において、当該減価償却資産につき同号に定める償却の額があるときは、当該償却の額に相当する金額を除く。）がある」に、「当該資産に」を「その有する減価償却資産に」に、「当該資産の」を「当該減価償却資産の」に改め、同条に次の一項を加える。

２　内国法人の有する第四十八条の三第二項各号に掲げる減価償却資産につき当該各号に定める償却の額がある場合には、当該償却の額に相当する金額は、当該減価償却資産につき同号に定める償却の額があるときは、当該償却の額に相当する金額を除く。）がある。

第六十四条の次に次の一条を加える。

（適格合併により収益事業以外の事業に属する繰延資産の移転を受けた場合等のその償却限度額）

第六十四条の二　内国法人の次の各号に掲げる繰延資産につき当該各号に定める償却の額がある場合には、その繰延資産に係る前条第一項の規定の適用については、当該償却の額に相当する金額は、同項第一号に規定する償却の額で各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものに含まれるものとする。

一　第百二十三条の三第三項（適格合併及び適格分割型分割における合併法人等の資産及び負債の引継価額等）の規定の適用を受けた同項に規定する収益事業以外の事業に属する資産であつた繰延資産　その適用に係る適格合併によりその繰延資産の移転をした当該適格合併に係る被合併法人が当該移転前にした償却の額（公益法人等の収益事業以外の事業に係るものに限る。）

二　第百二十三条の五（適格現物出資における被現物出資法人の資産及び負債の取得価額）の規定の適用を受けた同条に規定する収益事業以外の事業に属する資産であつた繰延資産　その適用に係る適格現物出資によりその繰延資産の移転をした当該適格現物出資に係る現物出資法人が当該移転前にした償却の額（公益法人等又は人格のない社団等の収益事業以外の事業に係るものに限る。）

三　第百三十九条の五の二第一項から第三項まで（転用資産等及び移行時資産等の帳簿価額）の規定の適用を受けた繰延資産　その適用に係る同条第一項の内国法人である公益法人等若しくは人格のない社団等、同条第二項の公共法人又は同条第三項の公共法人若しくは公益法人等若しくはそれぞれ同条第一項から第三項までの規定に規定する時前にした償却の額（公益法人等若しくは人格のない社団等の収益事業以外の事業又は公共法人の事業に係るものに限る。）

第六十五条中「前条第一項第二号」を「第六十四条第一項第二号（繰延資産の償却限度額）」に、「がある」を「（その繰延資産が前条第三号に掲げる繰延資産である場合において、その繰延資産につき同号に定める償却の額があるときは、当該償却の額に相当する金額を除く。）がある」に、「その繰延資産に」を「その終了の時の繰延資産に」に改め、同条に次の一項を加える。

２　内国法人の前条各号に掲げる繰延資産につき当該各号に定める償却の額がある場合には、当該償却の額に相当する金額は、その繰延資産に係る法第三十二条第六項（繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法）に規定する損金の額に算入されなかつたものとする。

第七十三条第二項第二十二号中「第十一項」を「第十三項」に、「第十五項」を「第十七項」に改める。

第七十九条第九号中「第十一条第一項第二十五号」を「第十一条第一項第二十七号」に改める。

第九十二条の二に次の一条を加える。

（収益事業以外の事業に属していた減価償却資産につき圧縮記帳をした場合の取得価額）

第九十二条の三　内国法人の有する第四十八条の三第二項各号（適格分社型分割等があつた場合の減価償却資産の償却の方法）に掲げる減価償却資産につき当該各号に定める償却の額がある場合には、当該減価償却資産に係る第八十条の二第一項（国庫補助金等で取得した固定資産等の取得価額）、第八十三条の二第一項（工事負担金で取得した固定資産等の取得価額）及び第八十七条の二第一項（保険金等で取得した固定資産等の取得価額）の規定の適用については、当該償却の額に相当する金額は、当該減価償却資産に係るこれらの規定に規定する償却費として各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に含まれるものとする。

第百十三条の二第四項第二号中「除く。）」を「除く。）。」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第五十七条第十一項第二号の内国法人の債務について、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）第二十八条第一項（権利変更決議の効力）又は第二十九条（議決権者の全ての同意を得た場合における権利変更決議の効力）の規定により同法第三条第一項（指定確認調査機関の確認）に規定する権利変更決議の効力が生じたこと（法第五十七条第十一項第二号ハに掲げるものに該当する事実を除く。）。

第百十八条の七第二項第二号中「同条第二十二項」を「同条第二十五項」に改める。

第百十九条の三第六項第二号イ中「含む」の下に「ものとし、法第二条第十二号の十六イ（定義）に掲げる行為による譲渡で法第六十一条の二第十四項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金算入）の規定の適用を受けるもののうち、当該行為により当該他の通算法人が当該譲渡をした法人との間に完全支配関係を有することとなるものを除く」を加え、「当該譲渡の」を「当該株式の譲渡の」に改め、同条第七項第二号中「（定義）」を削り、同条第十項中「（有価証券の譲渡益又は譲渡損益の益金又は損金算入）」を削る。

第百三十一条の六を次のように改める。

第百三十一条の六　削除

第百三十一条の七第二項第二号中「、第十二項又は第十四項」を「若しくは第十四項から第十六号まで、第十三項又は第十五項」に改め、「（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第十号中「第三十九条の二十四の二第十七項」を「第三十九条の二十四の二第二十項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号中「第六十六条の十三第十四項又は第十六項」を「第六十六条の十三第十六項又は第十九項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「第十七条の四の二第一項」を「第十七条の五第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　租税特別措置法第四十二条の四の二第二項（特別試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）において準用する同法第四十二条の四第八項第四号から第七号まで、第十三項又は第十五項

第二編第一章第一節第四款に次の一目を加える。

第八目　転用資産等及び移行時資産等の帳簿価額

第百三十九条の五の二　内国法人である公益法人等又は人格のない社団等のその収益事業以外の事業に属していた資産及び負債がその収益事業に属する資産及び負債となつた場合には、その資産及び負債（以下この項において「転用資産等」という。）のその収益事業に属することとなつた時における帳簿価額は、当該転用資産等の価額としてその収益事業に関する帳簿に記載された金額であるものとして、当該公益法人等又は人格のない社団等のその時の属する事業年度の所得の金額を計算する。

２　公共法人が収益事業を行う公益法人等に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた時において有する資産及び負債（その収益事業に属する資産及び負債に限る。以下この項において「公益法人等移行時資産等」という。）のその時における帳簿価額は、当該公益法人等移行時資産等の価額としてその時においてその帳簿に記載されていた金額であるものとして、当該公益法人等のその時の属する事業年度の所得の金額を計算する。